

Re 再く^リる^{サイ}ネット

Re 再く^リる^{サイ}ネットとは

不要になった、日用品・福祉機器・ベビー用品等を善意でゆずりたいという、市民・企業・福祉団体・非特定営利活動法人（以下、NPO 法人という）等から社会福祉法人秋田市社会福祉が物品情報を募り、ホームページや SNS を通じて生活困窮者を支援する団体・機関へ向けて情報を発信していきます。必要とする市民へ物品が行き届く機会を提供していきます。

対象物品

【日用品】 家電、衣類、食器等

【福祉機器】 車いす、介護用ベッド、歩行器他、一般的な福祉機器等

【ベビー用品】 子ども遊具、ベビーカー、ベビーベッド、チャイルドシート等

【対象外】 現状で使用できない、耐用年数を超えている、汚れている、消耗品等の物品は対象外です。



「ゆずる方」とは

市民・企業・福祉団体・NPO 法人等で物品を無償で提供・寄付してくださる方です。

物品は、「ほしい方」が決まるまで各自で保管していただきます。

なお、引越し等の理由で自宅で保管できない場合は秋田市社会福祉協議会に要相談とします。

「ほしい方」とは

生活困窮者等、日常生活上で必要な方

なお、原則支援する団体・機関を経由することになります。

団体・機関とは、地域包括・介護支援事業所・福祉施設・福祉団体・NPO 法人・支援団体等をいいます。

Re 再く^リる^{サイ}ネットの登録QRコード

「ゆずる方」
登録フォーム



「ほしい方」
登録フォーム



Re 再くるネットの流れ

Re 再くるネットは、「ゆずる方」と「ほしい方」のいずれかで登録申請が必要です。

「ゆずる方」が登録した物品情報が秋田市社会福祉協議会ホームページに掲載されます。これらを見て欲しいと思った方は、「ほしい方」として登録していただき交渉することができるようになります。

1. 秋田市社会福祉協議会に登録申請をしていただきます

- ・秋田市社会福祉協議会ホームページの登録フォームから利用者自ら登録手続きを行う方法。※スマホ等のネット環境があれば利用できます。
- ・秋田市社会福祉協議会の受付窓口にて登録手続きを行う方法。※スマホ等のネット環境がない方は社協窓口にて登録手続きが行えます。



Re 再くるネットへの登録期間(ホームページへの掲載期間)

登録期間=ホームページへの掲載期間は、原則「ゆずる方」の希望期間とし、登録日より最大**30日**まで登録することができます。

※最大30日経過しても希望者がいない場合は登録が抹消されます。

2. 「ゆずる方」が登録された物品情報が秋田市社会福祉協議会ホームページ等に掲載されます

3. 希望する物品があった場合は「ほしい方」の登録申請を行っていただきます



4. 「ほしい方」がいれば、秋田市社会福祉協議会から「ゆずる方」へご連絡します

5. その後、登録者双方で運搬方法などについて直接交渉していただきます



運搬について

運搬方法については、「ゆずる方」と「ほしい方」とで協議し決めていただくことになります。

費用負担について

サイト利用は無料です。ただし、提供物品をゆずり受けた後に発生する運搬・修理・清掃等に関わる費用は「ほしい方」の負担となります。



利用上の注意

- ・営利目的での利用はできません。
- ・物品の品質、安全及び受け渡し方法等に関するトラブルについては、本会では一切責任を負いません。



お問い合わせ先

秋田市社会福祉協議会 Re 再くるネット担当

TEL 018-862-7445 FAX 018-863-6068



Re 再くるネット・ページ



秋田市社会福祉協議会 Twitter

